

第44号議案

八王子市手数料条例の一部を改正する条例設定について

八王子市手数料条例の一部を改正する条例を次のとおり設定するものとする。

令和4年2月22日

提出者 八王子市長 石 森 孝 志

八王子市手数料条例の一部を改正する条例

八王子市手数料条例（昭和24年八王子市条例第16号）の一部を次のように改正する。

## 改正後

別表（第2条関係）

- 1・2 (略)  
3 交付手数料

	事務	名称	金額
1～5	(略)	(略)	(略)
6	住民基本台帳法第12条第1項、第12条の2第1項、第12条の3第1項、第2項若しくは第8項、第12条の4第1項、第15条の4第1項から第4項まで、第20条第1項から第4項まで又は第21条の3第1項から第4項までの規定に基づく写しの交付	住民票の写し、除票の写し、戸籍の附票の写し又は戸籍の附票の除票の写し交付手数料	1通につき 200円 (郵送による申請及び交付の場合にあつては、1通につき300円)
7	住民基本台帳法第12条第1項、第12条の2第1項、第12条の3第1項、第2項若しくは第8項又は第15条の4第1項から第4項までの規定に基づく住民票に記載をした事項に関する証明書の交付	住民票記載事項証明書又は除票記載事項証明書交付手数料	1通につき 200円 (郵送による申請及び交付の場合にあつては、1通につき300円)
8～11	(略)	(略)	(略)

## 改正前

別表（第2条関係）

- 1・2 (略)  
3 交付手数料

	事務	名称	金額
1～5	(略)	(略)	(略)
6	住民基本台帳法第12条、第12条の2、第12条の3、第12条の4又は第20条の規定に基づく写しの交付	住民票等の写し交付手数料	1通につき 200円 (郵送による申請及び交付の場合にあつては、1通につき300円)
7	住民基本台帳法第12条、第12条の2又は第12条の3の規定に基づく住民票に記載をした事項に関する証明書の交付	住民票記載事項証明書交付手数料	1通につき 200円 (郵送による申請及び交付の場合にあつては、1通につき300円)
8～11	(略)	(略)	(略)

4 (略)

4 (略)

附 則

この条例は、公布の日から施行する。